

○盛岡・紫波地区環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例

令和5年6月5日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、盛岡・紫波地区環境施設組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の取扱い等)

第2条 個人情報の取扱い等については、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年矢巾町条例第18号）の例による。

(審査会への諮問)

第3条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問をする機関は、盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開条例（平成18年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第2号）第3条に規定する盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開・個人情報保護不服審査会とする。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。